

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月9日(金)午後4時から午後4時35分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

19番 熱田幸子 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年6月農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名人は、22番菱木信治委員、23番大木一夫委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 次に日程第2ですが、議案の審議の前にお諮りいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と3番及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番と4番については、関連する案件のため、他の案件とは別に審議・採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議ないものと認め、採決に入ります。議案第1号、番号2番と3番及び議案第3号、番号3番と4番については、関連する案件のため、他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案件は、他の案件とは別に審議・採決することに決しました。

議 長 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本議案中、番号2番と3番を除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番と4番、7番は所有権移転に関する件、番号5番と6番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番と4番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番と4番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

16番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

20番 番号5番と6番は同一の譲受人です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

番号7番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

議 長 これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番と3番を除き採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番から2番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、畑883㎡の内340㎡に事務所用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、畑295㎡に車庫兼作業場用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請者は植木の生産・販売業を営んでおり、申請地に事務所を建築しようとして計画するものです。農地区分は第2種農地相当と思われ、転用目的に問題ありません。

2番 番号2番について、申請者は漁師をしておりますが、漁具の手入れを行う作業場等が無いため、自宅に隣接する申請地に車庫兼作業場を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われ、転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。本議案中、番号3番と4番を除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番は、農業用施設用地として、現況宅地198㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。なお本件には始末書が添付されています。

番号2番について、駐車場用地として、既存施設隣接地の畑125㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請地を農業用の作業場兼倉庫用地として計画するものです。農地区分は農用区域内農地です。農地区分と転用目的に問題ないと思います。

14番 番号2番について、申請者は申請地の隣地で建設業を営んでいますが、既存施設が手狭となったため事業用の駐車場を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われます。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号3番と4番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と3番及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番と4番を、議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号と議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第1号、番号2番と3番及び議案第3号、番号3番と4番を議案書を基に朗読】

議案第1号、番号2番と3番及び議案第3号、番号3番と4番の譲受人は同一です。

議案第1号、番号2番と3番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議案第3号、番号3番と4番については、営農型太陽光発電設備用地として農用区域内農地の畑計2,549㎡の内0.196㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 議案第1号、番号2番と3番は、営農型太陽光発電事業用農地の区分地

上権を設定するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議案第3号、番号3番と4番は、許可日から3年間の一時転用により、営農型太陽光発電施設を設置するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と3番及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番と4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と3番及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番と4番について、採決に入ります。原案のとおり決すると共に、議案第1号の番号2番と3番は、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって本案は、左様決しました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年6月9日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。

